





富山県滑川市田中新町、田中町及び下小泉町地内

(2) 使用の部分

富山県滑川市田中新町及び下小泉町地内

4 事業施行期間

令和2年9月18日から令和5年3月31日まで

### 富山県告示第414号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和2年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

南砺市

2 調査を行った時期

平成25年11月11日から

平成30年3月22日まで

3 成果の名称

南砺市大字小原の一部（小原Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字小原の一部（小原Ⅰ）

5 認証年月日

令和2年9月10日

### 富山県告示第415号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法

律第57号) 第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により公示する。

令和2年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
蛭谷(1)	下新川郡朝日町蛭谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 富山県告示第416号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により公示する。

令和2年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
蛭谷(1)	下新川郡朝日町蛭谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂

災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

令和2年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により令和2年8月28日に実施した令和2年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

令和2年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

職種	受験番号	職種	受験番号
鑄造科	1	機械科	4
	2		6
			7
			8
			10
			11
			12

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第86条の2第1項の規定により、次の建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和2年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

認定年月日	認定番号	対象区域	対象区域等の縦覧場所
令和2年 9月4日	高土セ 第10776号	氷見市北大町4645番	富山県高岡土木センター

### 県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
岩田池	農村地域防災減災事業（ため池整備）	令和元年11月28日
寺尾・高戸	農村地域防災減災事業（防災ダム）	令和元年12月11日
高波西部	農地整備事業（経営体育成型）	令和2年3月10日
十二町	農村地域防災減災事業（用排水施設整備）	令和2年3月25日